

「R4補正.地域の中核大学等のインキュベーション・産学融合拠点の整備」(民間企業等向け)の公募に関するQ&A

2023年1月30日

#	項目	質問	回答
1	採択件数	採択予定数は何件か。また類型毎の採択件数は決まっているか。	採択予定数や類型毎の採択件数は設定しておりません。予算額の範囲内で採択を行います。
2	補助対象事業	特定の分野に限定されるのか。	分野はディープテックスタートアップ(事業化まである程度の期間・規模の研究開発を要し、社会課題の解決にも資する技術の事業化に取り組むスタートアップ)を主たる利用者として想定するインキュベーション施設を補助対象施設として想定しております。
3	補助対象事業	事業は申請機関全体として行う必要があるのか。施設単位での申請、例えば、運営の施設を運営している事業者の場合、そのうちの1つの施設に関する申請を行うことは可能か。	原則として、施設単位での申請をお願いいたします。
4	補助対象事業者	複数の施設運営事業者から構成される施設(コンソーシアム等)に係る共同提案は可能か。	可能です。ただし、複数の施設運営事業者から構成される施設の場合、代表となる事業者を選定し、当該事業者名において申請して下さい。また、共同提案事業者の役割分担を明確にし、その役割の記載をお願いいたします。
5	補助対象事業者	別の補助金を使った設備等に対して本補助金を重複して利用することは可能か。	重複利用はできません。両方の補助金による補助対象事業を明確に切り分けることができ、かつ、補助対象事業に重複がない限りにおいて、同じ施設に対して本補助金を利用することが可能です。
6	補助対象設備	入居者のニーズに合わせて買い足す設備や機器に対しても、本補助金を活用することは可能か。	既に入居している利用者からのニーズのみを受けて整備をする設備や機器は対象外です。他方、入居していないスタートアップからのニーズは、当該インキュベーション施設の対象となるスタートアップを増やすことに寄与すると考えられることから、補助対象となります。
7	補助対象設備	「設備機器の導入」とはどのまでの行為を指すか。	事業期間中に当該インキュベーション施設への設置検収及び据え付けが完了した設備等に係る費用を補助対象とします。
8	補助対象設備	複数の設備や機器を導入する場合、検収及び据え付けのタイミングは同一でなくても良いか。	各設備等を導入するタイミングで検収及び据え付けをいただいた問題ありませんが、いずれも事業期間内に検収及び据え付けを終える必要があります。
9	補助対象設備	補助設備等の導入を想定している施設が建築・改修工事の場合、補助対象は、 ①建築・改修工事の終了後に導入する設備等に限られるか。 ②建物・改修工事が終了していない場合であっても、別の施設に設備等を仮導入し、補助設備等の導入を想定している施設に工事終了後に当該設備等を移設する場合も含まれるか。	本事業は、ディープテック・スタートアップの成長に資するインキュベーション施設の量的・質的な充実を事業目的としていることから、施設への設備等の導入後、早期に利用に供される設備等が補助対象になると考えられます。したがって、原則として、仮導入は対象外であり、工事の終了後に導入される設備等に限られます。
10	補助対象経費	補助率は交付決定時の補助率が精算時も適用されるという理解でよいか。	その理解で問題ありません。
11	補助対象経費	応募申請の際に各経費に関する証拠(エビデンス)が必要となるか。	応募申請時には必要ありません。他方で、採択決定後、交付決定までの間に、正式な参考見積りや商品カタログ等を出典とする精算根拠が必要となりますので、あらかじめ御認識おきください。
12	補助対象経費	「初期の運用サポート」とはどの範囲までを含むか。	機器メーカーによる運用サポートに係る費用や、設備等の運用のために確保する人員に係る人件費を含みます。ただし、設備等の導入後、事業期間終了まで生ずる費用に限られます。電気代や水道代、光熱費など施設全体に共通して発生する費用は、原則として対象外ですが、当該設備等に係るものを明確に(証拠とともに)切り出すことができ、当該設備等に係るものと認められる場合には対象とすることは可能です。
13	補助対象経費	開業までの試運転経費(電気代や水道代など)は含まれるか。	支援対象設備のみの試運転経費(電気代、水道代、光熱費)は原則として対象外ですが、当該設備等に係るものを明確に(証拠とともに)切り出すことができ、当該設備等に係るものと認められる場合には対象とすることは可能です。
14	補助対象経費	Office Automationフロア(いわゆるOAFフロア)設置や空調機器等の新設費用は、部屋をうぶ仕様に転換するための改修工事以外でも通常発生するものであるが、ラボ化するために必要不可欠な工事であるところ、本事業の補助対象となるか。	利用するディープテック・スタートアップの研究開発に資する設備又は機器施設を導入するために必要な施設の改修工事の経費は補助対象となります。この場合、当該改修工事を必要とする設備又は機器の導入・整備等の計画を提出いただく必要があります。
15	補助対象経費	自己負担額の一部を国からの補助金等で負担することは可能か。	同一の設備等に関して重複して利用することはできません。
16	補助対象経費	利用するディープテック・スタートアップに対するビジネスサポートに要する費用も補助対象となるか。	補助対象外です。
17	補助対象設備	大学が施設を整備したいが敷地がない場合、民間事業者に施設を借りる場合がある。こうした「民間→大学→スタートアップ」という転貸(サブリース)の場合であっても、本事業に申請することは可能か。	本事業の支援対象者は民間事業者であり、民間事業者が運営する施設以外の施設、すなわち、大学が運営する施設に設備等を導入する場合、当該導入費は対象外になります。一方、大学が所有する施設を民間事業者が運営している場合であって、当該民間事業者が設備等を導入する際には、当該導入費は対象になります。
18	補助対象経費	施設において共有的に利用される什器は対象となるか。	本事業はディープテック・スタートアップの研究開発に資する設備等の導入を支援するものであることから、補助対象外となります。
19	補助対象経費	車両は対象となるか。	本事業はディープテック・スタートアップの研究開発に資する設備等の導入を支援するものであることから、補助対象外となります。
20	補助対象経費	動物実験などの特殊な実験ができるように設計した車両について、 ①補助対象となるか。 ②当該車両を運用するに当たり必要な、電力設備や排水設備の改修に要する費用は補助対象となるか。	①については、補助対象となり得ます。ただし、当該車両がインキュベーション施設の事業計画において明確に位置づけられている必要があります。 ②同様に補助対象となります。ただし、①と同様に、インキュベーション施設の事業計画において当該車両の運用及び改修に要する工事が明確に位置づけられている必要があります。

#	項目	質問	回答
21	補助対象経費	既存の設備機器を改良・更新するための費用も対象となるか。	既存の設備・機器の改良や更新は補助対象外です。ただし、当該改良・更新によって得られる機能や効果が新たな設備の導入と同等程度のものであったり、当該施設のキャパシティの質的・量的向上に貢献するものであれば、補助対象となります。
22	補助対象経費	改修するために必要となる撤去費（例：壁の撤去等）は補助対象となるか。	補助対象外です。
23	補助対象経費	他の施設にある設備について、新たに整備する施設への据付け・移設に係る費用は対象となるか。	新たに導入する高度な設備等の運用に必要不可欠であるなど、事業目的を達成するために欠くことのできない設備であり、かつ、新たに購入するよりも経済的であると判断される場合に限り補助対象となります。
24	補助対象経費	研究開発設備機器の対象は、施設備品であれば汎用品でも購入可能か。	本事業は、ディープレック・スタートアップの成長に資するインキュベーション施設の量的・質的な充実のため、高度な性能等を有する設備等の導入を補助するものであることから、汎用品の購入に係る費用は補助対象外です。
25	補助対象経費	事業実施中に、当初計画では想定していなかった費用（設備等の導入に関する追加費用など）が発生した場合、その費用は補助対象経費とすることができるか。	交付決定された額及び費目別決定額の中での変更は可能です。ただし、申請にあたっての趣旨や目的から逸脱する費用は補助対象経費とすることはできません。
26	共通KPI	補助金を交付した後、経産省としてその受注企業の施設をどのように管理・監視するか、またどのようにフォローアップしていくのか。	KPIは、審査において当該施設の効果を評価する際に用いることを考えております。その上で、採択された場合には、次年度（2024年度）の実施状況報告を书面又はヒアリングにより経済産業省に対して行っていただくとともに、令和9年度末（2027年度末）までは同様のフォローアップを実施する可能性があります。
27	共通KPI	KPIの設定が必須とあるが、達成できなかった場合どうなるのか。	設定したKPIについては、施設・設備の整備後に経済産業省がフォローアップを行うことを予定していますが、達成状況による補助金の返還は原則として求めません。ただし、例えば、事業計画に記載されたスタートアップ誘致等のスタートアップを対象とする取組みがされておらず、結果としてスタートアップの利用実績がゼロ又は著しく僅少と評価される場合など、インキュベーション施設の活動内容が事業目的や事業趣旨に著しく沿わないと考えられる場合には、相応の措置がなされる可能性があります。
28	共通KPI	各KPIはどれくらいの目標を設定する必要があるのか。	本事業の趣旨を踏まえ、自社の事業規模や施設の規模等に見合った数値を設定ください。絶対目標値等の大小ではなく、予算規模から見た費用対効果や実現可能性等について審査をします。
29	事業計画	「中長期的に収益を高める取組や工夫」とあるがどういうものか。	例えば、利用者となるスタートアップを増やすための誘致などの取組みや、利用者に対する料金を収益構造から考えて妥当な価格まで引き上げる構想などが考えられます。また、事業実施後10年間のスパンの収益見込み等（キャッシュフローやIRRなど）をご提出いただき、中長期的に収益が高まっていく見込みが確認される事業計画につきましては、持続可能性が認められる案件として評価され得ます。この際、持続可能性や収益性については、他の不動産事業で用いられる指標での評価や、当該事業との比較も有用となるものと考えております。
30	審査	審査項目が3つあるが、評価の比重は異なるのか。	事業目的・趣旨に照らして評価の比重を行う予定です。
31	支払い	補助対象額は、いつ支払ってもらえるのか。一旦全額を自己立替しないといけないのか。自己負担相当額は、いつまでに準備しなければならぬのか。	原則として、購入・導入等に対する支払いがすべて終わってから精算になりますので、精算迄に支出する必要がある費用については精算迄は自己負担をしていただく必要があります。ただし、必要に応じて部分的な概算払いを可能とする予定です。
32	その他	（ある地域においてラボの供給が追い付いていないことの証拠として）自社施設や周辺施設における入居率や、空きキャパシティに係る自社への問い合わせ実績は根拠資料になるか。	根拠資料の一つになります。
33	その他	現在計画中の施設において、現段階では入居テナントが決まっていない。スタートアップが入居するかどうか分かっていない状況の中で本事業の申請を行った場合、採択される余地があるか？	事業計画の中で「スタートアップを主たる利用者として想定し、スタートアップの誘致を図る」という構想があるのであれば、申請の段階では除外されません。ただし、事業計画に記載されたスタートアップ誘致等のスタートアップを対象とする取組みがされておらず、結果としてスタートアップによる利用・入居がゼロ又は著しく僅少であった場合には、事業目的や事業趣旨に沿った活動がなされていないものとして、相応の措置がなされる可能性があります。
34	その他	申請主体は施設単位か。あるいは法人単位か。	施設単位となります。
35	その他	過去実績（例えば、「大学や他の公的機関のインキュベーション施設を活用していたスタートアップを受け入れてきた実績」）は、スタートアップ向けの施設であったり、スタートアップが入居しやすい施設であったりすることの根拠になるか。	根拠資料の一つになります。
36	その他	民間企業等が他の機関や事業者から建物借りて運営しているケースだと、誰が申請者になるのか。所有者（貸主）と運営者（借主）が連名で申請すべきか。	施設を運営する者（この場合は借主）が申請することを基本とします。提案書に貸主との関係を盛り込む形になりますので、実態に応じて御記載ください。
37	その他	「インキュベーション施設の運営において、大学や国立研究機関その他のこれらに類似する研究機関と連携していること」とあるが、この中には病院も含まれるか。	当該病院において、当該インキュベーション施設がターゲットとする事業分野の研究開発が行われているのであれば、含まれます。
38	その他	既存施設内にラボを追加する際、事業計画やKPIは施設全体のものになるか。あるいは今回申請するラボ部分に限って事業計画やKPIを策定する必要があるか。	ラボ部分がインキュベーション施設と一体となって運用される場合は施設全体に係る事業計画・KPIを策定する必要があります。他方、当該ラボ部分が、支援対象設備を有するラボとして、施設本体とは独立した事業である場合（ラボ部分のみ収益計画が存在する場合）には、当該ラボ部分のみに係る事業計画・KPIを策定する必要があります。なお、後者の場合でも、インキュベーション施設の他の事業と連携して営む事業として見ることが妥当と言える場合には、インキュベーション施設の当該他の事業を含めた事業計画・KPIを策定する必要があります。
39	その他	範囲について、「周辺」というのはどの範囲までのことか？	インキュベーション施設の商圏として考えられる範囲（共通の最寄り駅にあるインキュベーション施設や、自施設と連携している近隣の大学・研究機関と同様に連携しているインキュベーション施設等）を「周辺」として想定しています。
40	その他	補助を受けて設備等を導入した施設が収益を計上することは認められるか。	収益を計上しても差し支えありません。また、本事業では収益納付条件は設けておりません。
41	その他	補助金が入った場合、目的外の施設への転用というのは、一般的にどのくらいの期間縛られるものなのか。	処分制限期間内の転用は原則認められません。整備する施設・設備の種類によって処分制限期間は異なります。

#	項目	質問	回答
42	その他	施設完成後に、事業趣旨を最大限達成する目的の下であれば、例えば導入した設備機器を移設してもいいものか。	処分制限期間内の転用は原則認められません。このため、転用にあたる移設は、原則認められません。ただし、インキュベーション施設内のレイアウト変更に伴う、当該設備又は機器の施設内の移動等については、事業趣旨を最大限達成する目的と考えられるため妨げられません。なお、この場合の移設費用は自己資金でまかなっていただく必要があります。
43	その他	敷地に限りがあるため、同じ敷地を利用し、同時期に異なる他事業に応募する計画を立てることは可能か。	可能です。ただし、採択された場合、同一の設備等に対して補助金を重複して活用することはできません。
44	その他	問い合わせは可能か。	事務局への問い合わせが可能です。問い合わせ先は公募要領を御確認ください。